

医療法人●●会▲▲病院(以下、甲という)と株式会社メディカル×××(以下、乙という)の間において協議の結果、乙が運営する有料老人ホームに入居者に対する訪問診療ならびに外来での専門治療に関する協定を締結する。なお、甲が訪問診療など医療サービスを提供している入居者が緊急入院など必要な場合、甲を入院協力機関として定める。

第1条 乙は、乙の有料老人ホームに入居している利用者が発病等による訪問診療、専門外来治療、緊急入院などの必要が生じたときは、その解決のために甲に協力を求めることができる。

第2条 甲は、本契約業務の履行にあたり、懇切丁寧にサービスを実施する。また、甲は乙に対して入居者の健康状態など必要な情報提供を適時行い、甲は▲▲病院グループ内のクリニックならびに訪問看護ステーションとともに24時間の医療サービスを実施する。

第3条 乙が甲に委託する主な業務は、重度化防止およびターミナルケアとし、乙の連絡により甲の病院グループで適正に実施する。具体的には、甲の診療時間内外にかかわらず、乙の連絡を受けてから30分以内に必要に対応を実施する。また、緊急入院が必要となった場合には、甲で対応する。

第4条 本契約について、乙または乙の入居者が甲に支払う契約料金の金額および支払い方法については、以下のとおりとする。

- ①乙が甲の求めに応じて実施した緊急往診に必要な費用(タクシー代などの交通費実費)
- ②その他、緊急往診前に必要に応じて実施する訪問看護時間外費用(タクシー代などの交通費実費)
- ③死亡診断書などの診療報酬で算定が認められていない文書料等
- ④上記費用については甲が積算し、乙または乙の入居者(家族)に請求する
- ⑤なお、請求時には根拠となる明細書を甲が作成し、乙が確認して、乙の入居者等に配付する

<支払方法>乙は甲が委託業務を実施した月の翌月末日までに、甲の指定する銀行口座に振り込みにより支払うものとする。 乙の指定口座 ■■銀行××支店 普通 01234567

※乙は甲に対する前項の契約料金の支払いを遅延した場合、関係法令に基づく遅延損害金を支払うものとする。

第5条 本契約の期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。両者とも満了日1カ月前までに解約の意向がなければ、再度継続する。なお、契約期間内でも解約することができる。

第6条 甲および乙は、本契約業務の履行に当たり、知り得た相互の秘密および患者個人情報を第三者に漏らしてはならないものとする。また、本契約の解除および期間満了後も同様とする。

第7条 本契約の業務処理中、甲の責に帰すべき事由により乙もしくは第三者に与えた損害に対して、甲は損害賠償の責任を負うものとする。賠償の金額、方法については、甲乙協議の上、決定するものとする。

第8条 天災その他、不可抗力の事由により甲の契約履行が不能または困難となった場合は、乙が被る損害について、甲はその責を負わないものとする。

第9条 本契約の内容変更を必要とする事由が生じた場合は、契約期間中であっても甲乙協議の上、改定することができるものとする。

第10条 甲または乙が次の各号の1に該当したときは、それぞれ相手方は何等の予告なしに、直ちに本契約を解除することができるものとする。

- ①契約の遵守勧告もしくは違反事項の指摘を行ったにもかかわらず、その後も本契約に定める事項に違反し、履行を行ったとき
 - ②財産上の信用にかかわる差し押え、競売、強制執行、延滞処分等を受けたとき
 - ③破産、和議、会社整理、会社更正の申し立てがあったとき
- 甲または乙が前項以外の事由により、契約期間中に本契約を解除しようとするときは、1カ月前までに書面をもってその旨を相手方に通知し、甲乙協議するものとする。

第11条 本契約に定めのない事項は、誠意をもって甲乙協議して定めるものとする。本契約締結の証として本契約書2通を作成して、甲乙記名捺印の上、各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 ●●市▲▲1-1-1
医療法人●●会▲▲病院

理事長

印

乙 ●●市▲▲2-2-2
株式会社メディカル×××
御所南 全則

代表取締役社長

印